

ご存じですか？「紹介受診重点医療機関」

診療所や病院の役割分担を明確にし、質が高く効率的な外来医療提供体制が確保されるよう、「紹介受診重点医療機関」の制度が始まっています。かかりつけの医療機関との役割分担により、患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになり、待ち時間の短縮等が期待されます。



● まずはかかりつけの医療機関を受診しよう

「紹介受診重点医療機関」とは、かかりつけ医からの紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関であって、手術・処置や化学療法等を必要とする外来や放射線治療等の高額医療機器等を必要とする外来を行う医療機関です。

風邪などの日常的で緊急性のない病気の場合、まずはかかりつけの医療機関を受診しましょう。かかりつけの医療機関を受診後、専門的な検査や治療が必要と判断された場合には、紹介受診重点医療機関等を受診するための紹介状が発行されます。



出典：厚生労働省医政局 地域医療計画課

● 受診の前に必ず確認を

紹介受診重点医療機関へ紹介状を持たずに受診した場合、通常の料金(医療費3割負担等)に加え、特別の料金がかかることがあります。事前に確認の上、当該医療機関を受診するようにしましょう。

紹介受診重点医療機関を調べるには

千葉県 紹介受診重点医療機関

検索

お問い合わせ 千葉県健康福祉部医療整備課 TEL 043-223-2457

かけがえのない命を守りたい ―自殺対策―

● 24分に一人の方が自ら命を絶っています。

警察庁の統計によれば、令和4年に自ら命を絶たれた方は、全国で2万1881人であり、近年は2万人前後で推移しています。1日あたり約60人、24分に一人の方が自ら命を絶っていることとなります。千葉県においても994人の方が自ら命を絶たれる大変痛ましい状況であることから、県、市町村及び各種団体が連携して総合的な自殺防止策に取り組んでいるところです。

● あなたやあなたの大切な人が悩んでいたら…一人で悩まず相談を。

もし、あなたが悩みを抱えていたら、ぜひ相談してください。

また、大切な人が悩みを抱えていることに気づいたら、ぜひ声をかけてみてください。そして、その人が悩みを話してくれたら、話をそらしたり、「そんなことで」と否定したり、安易に励ましたりせず、じっくりと話を聴いて、相談窓口を紹介してあげてください。その後も、「何かあったらまた話してね」と寄り添い、温かく見守ってあげてください。

● 相談先の一覧 「こころの健康、悩みなどの相談窓口」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/kokoro/soudanitiran.html>

● 県民の皆様へ

自殺はその多くが「心理的に追い込まれた末の死」です。

話をよく聴き、一緒に考えてくれる人(=ゲートキーパー)がいることは、悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心を与えます。

家族や友人が悩んでいたら、どうか声をかけてあげてください。そして、その人の心の声を聴いてください。それだけで気持ちが楽になるものです。



参考：(厚生労働省ホームページ 自殺対策) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/index.html
※9月は自殺対策強化月間です。千葉県では、首都圏の九都県市と連携して自殺予防に関する取組を行います。

お問い合わせ 千葉県健康福祉部健康づくり支援課 TEL 043-223-2668

認知症のことでお悩みではありませんか？

もし、あなたやあなたのご家族の方の認知症のことでお悩みでしたら、ひとりで抱えこまず、身近な人や相談窓口にご相談してみましょう。

県では、認知症のことでお悩みの方の相談窓口として「ちば認知症相談コールセンター」を開設しています。また、若年性認知症でお悩みの方の専用相談窓口として「千葉県若年性認知症専用相談窓口」を開設しています。

介護経験者や専門職のスタッフが相談にお応えしますので、ぜひご利用ください。

「ちば認知症相談コールセンター」

相談日時 電話相談 月・火・木・土曜日

面接相談 金曜日(要予約) 10時～16時(祝日・年末年始を除く)

場 所 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館5階 513号室

電 話 ☎043-238-7731(なやみなんでもみんないっしょに)(短縮ダイヤル) #7100(プッシュ回線の固定電話のみ)

「千葉県若年性認知症専用相談窓口」

相談日時 電話及び面接相談 月・水・金曜日(面接相談は要予約)

9時～15時(祝日・年末年始を除く)

場 所 千葉大学医学部附属病院

電 話 ☎043-226-2601



お問い合わせ 千葉県健康福祉部高齢者福祉課 TEL 043-223-2237